

続・東京大学史料編纂所蔵実相院本『大雲寺縁起』について

―付、「大雲寺諸堂目録」「当寺名哲之系図」翻刻―

水口幹記

一、本稿執筆の動機・目的

はじめに、本稿執筆の動機・目的を記しておく。筆者は、以前「東京大学史料編纂所蔵実相院本『大雲寺縁起』の紹介・翻刻」(以下、前稿)という論考を発表した¹⁾。前稿では、東京大学史料編纂所が所蔵する永正十七年(二五二〇)の奥書を持つ実相院所蔵『大雲寺縁起』の影写本の翻刻・読み下し・続群書類従本と大日本仏教全書本との校異、及び、解題と若干の『大雲寺縁起』成立に関する考察を付した。本縁起は、現在までの所、実相院での所蔵が確認できず、東大史料編纂所本を利用して翻刻・紹介を行った(以下、筆者紹介の本縁起を「東大蔵実相院本」と称す)。

しかし、前稿発表後すぐに知人を介して、かつて同志社大学の廣田収氏を中心として、実相院所蔵文書の整理・研究が行われており、その中に種々の『大雲寺縁起』の紹介文があることを知った。『実相院蔵古典籍調査報告資料集』第五輯(実相院古典籍調査研究会、二〇〇四年)所収の佐尾希氏による「資料解題・実相院蔵『大雲寺縁起』」がそれである。筆者の調査不足もさることながら、本資料集は私家版であるため、各種データベースにおける検索でもヒットせず、筆者は見落としており、前稿ではその業績を反映することができなかった(国立国会図書館にも収蔵されていない)。

そのため、本稿では次節において佐尾氏検討の各種『大雲寺縁起』の紹介、及び、東大蔵実相院本の位置づけについて簡単に述べる。第三節では、その後の調査の過程で判明した前稿の訂正箇所を示し、第四節では、前稿では翻刻できなかった東大蔵実相院本所収の「大雲寺諸堂目録」及び、無項目名の大雲寺に關与した名哲の系図（仮題「当寺名哲之系図」²⁾）を紹介する。

なお、佐尾氏の論考及び関連の廣田収『大雲寺縁起』本縁起と略縁起』（『実相院蔵古典籍調査報告資料集』第八輯、実相院古典籍調査研究会、二〇〇七年）は、廣田氏のご厚意により提供していただいた。この場を借りて謝意を述べたい³⁾。

二、『大雲寺縁起』諸本の紹介

現在、手軽に手に取ることができる『大雲寺縁起』は、活字化されている統群書類従本（『統群書類従』第二十七輯上所収）と大日本仏教全書本（『大日本仏教全書』寺誌部一所収）になる。両本とも彰考館本を底本としており、多少の字句の相違はあるものの内容は同一である。また、『国書総目録』によると、写本として、京都大学（京都大雲寺藏本写）・東京大学史料編纂所（京都実相院藏本写）・同（尊経閣藏本写）・尊経閣文庫（貞享元年写）・無窮会神習文庫（文政四年隆賢写）の諸本の存在が確認されている。前稿で対象とした東大蔵実相院本（請求記号は三〇一五―一四）は全十八丁で、「大雲寺縁起」の後に、「大雲寺諸堂目録」と無項目名の大雲寺に關与した名哲の系図（仮題「当寺名哲之系図」）が付されている。十九丁目には、

山城國愛宕郡岩倉村実相院藏本明治十九年

九月編修星野恒採訪二十一年一月影寫了

と記されており、当該本の東大史料編纂所への影写年代（明治二十一年「一八八八」）と採訪者（星野恒）が判明する。星野恒は明治政府が行っていた修史事業の中心的人物の一人であり、本「大雲寺縁起」が修史事業の一環として写された可能性が考えられる。

そして、『国書総目録』には収載されていない諸本の存在を早くから指摘したのが、角田文衛氏である⁴。氏によると、実相院には、更に寛永四年藤木敦直書写奥書本・寛永七年恕融書写奥書本があるという。以下、角田氏の分類を掲げる。

(1) 『大雲寺縁起』（甲本）：『続群書類従』、『大日本仏教全書』寺誌部一所収本であり、これらの底本は彰考館本である。

(2) 『大雲寺縁起』（乙本）：実相院所蔵寛永四年藤木敦直書写奥書本。紙本墨書の卷子本。内容は甲本とほぼ同様で、多少の異同が認められる。原本は天文十六年（一五四七）以前と考えられる。

(3) 『大雲寺縁起』（丙本）：実相院所蔵寛永七年恕融書写奥書本。紙本墨書の卷子本。記事最も詳密ではあるが、重要事項については甲乙両本と内容的に変わりがなく、また一方、伝説的要素がより多く加わっている。また、巻末には以下の奥書がある。

右一卷者、古今先賢所録之縁起并伝記等、雖有之、数卷而弗易見之。故多卷中取肝要、且以中世之伝記補其闕略、考正年代等、為全卷。故不顧禿毫令清書者也。

□寛永七^{庚寅}年八月吉日^{正教院}権大僧都恕融^{年卅四歳二十}

(4) 『大雲寺縁起絵巻』：紙本彩色の卷子本。絵詞は、乙本によった和文。大雲寺造営の様子を描いた絵にみられ

る職人の服装などは、原本が室町時代になったことを証示している。

以上、四種を指摘している。甲本は、「大雲寺縁起」の後に、「大雲寺諸堂記」「当寺明哲之系図」が続き、以下の奥書がある。

古本依繁多。撰略書之。老極ト云。病中ト云。旁以文字之不同落字雖不少其憚。備後覽之龜鏡。若有後見之人者。可預南無阿弥陀仏一返御廻向而已。

天正十七年己丑八月廿八日 権少僧都賢慶生年七十三歳

さらに、

右大雲寺縁起壺冊。元禄壬申之冬、佐々宗淳獲之京師寫。

と、書写年代(元禄壬申「元禄五年、一六九二」と書写者(佐々宗淳)が判明する。また、乙本には、「大雲寺諸堂目録」が附されているが、これは甲本に附されている「大雲寺諸堂記」より詳細な内容を有している。

以上までは、前稿において言及した内容であるが、上述の通り、その後佐尾氏の論考の存在を知った。以下、佐尾氏の紹介した諸本について、氏のまとめに従って簡単に紹介する。⁵⁾

佐尾氏は、論考中で十種の縁起を紹介し、それらを「本縁起」と「新縁起」に分類する。前者は、大雲寺の「開闢之事」が中心となっている縁起であり、後者は「建武已来之事」が記されている縁起である。この分類は、(F)実相院蔵『大雲寺旧記』の記述によっているという(なお、記号や史料名は全て佐尾氏の記載による)。

本縁起は、五種あり、(A)実相院蔵『大雲寺縁起』・(B)実相院蔵『大雲寺縁起』・(C)実相院蔵『実相院門跡支配石座山大雲寺寺録并絵図』・(D)実相院蔵『大雲寺縁起』・(E)実相院蔵『大雲寺縁起』となる。さらに統群書本・京都大学蔵本(以下、京大本)もこの本縁起に分類される。なお、佐尾氏は触れていないが、同じ彰考館本を底本とす

る大日本仏教全書本と、京大本と同一本を書写したと思われる東大蔵実相院本（この点については後述）も、佐尾氏の分類に従うと、こちらに配される。〈B〉は、佐尾氏紹介の書誌によると角田氏紹介の乙本と同一本であると思われる。

佐尾氏はこの中で京大本が最も成立が古く（一五二〇年）、内容も豊富であり、〈B〉〈C〉は京大本からの抄出本であることも、また、〈D〉は〈B〉〈C〉の内容を簡略化し、和文体で記したものであると指摘する。そして、〈E〉は内容から〈B〉〈C〉とは別系統の本を参照したのではないかとする。なお、宮内庁書陵部所蔵柳原家旧蔵本『社寺縁起部類』に「大雲寺縁起」が含まれている。これは、多少の字句の異同・誤脱や文字配りに違いがあるものの上記〈D〉と同一のものであることを申し添えておく。

一方、新縁起は〈F〉実相院蔵『大雲寺旧記』・〈G〉実相院蔵『大雲寺縁起』・〈H〉実相院蔵『大雲寺本尊略記』・〈I〉実相院蔵『大雲寺旧記』・〈J〉実相院蔵『大雲寺縁起』の五種となる。〈J〉は、佐尾氏紹介の書誌によると角田氏紹介の丙本と同一本であると思われる⁸⁾。

三、前稿の訂正―京大本との校異―

前節で紹介した佐尾氏紹介の実相院蔵諸本の中に、前稿で翻刻・紹介した東大蔵実相院本と同じものは含まれていない。しかし、前稿執筆時に未調査であった京大本を前稿発表後に調査したところ、東大蔵実相院本と藍本が同じものであることが明らかとなった。また、京大本により前稿における誤読・補足が可能となる箇所も見つかった。そのため、本節では、まず京大本の書誌を簡単に述べ、その後、前稿との校異・訂正を行っていききたい。

(一) 京大本『大雲寺縁起』書誌

本史料は、『国書総目録』にも記載されているもので、京都大学附属図書館が現在も所蔵している（請求番号は1—222タ6）。縦三二・二センチ、横二三・二センチで、全十七丁の冊子本である。外題に「大雲寺縁起 全」とあり、内題は「大雲寺縁起」となっている。遊紙は無く、一才から十三才までが「大雲寺縁起」であり、それ以降が「大雲寺諸堂縁起」及び「当寺名哲之系図」（仮題）で構成されている。基本的に半丁九行（一丁十八行）であり、東大藏実相院本とは異なっている。そして、十七才に奥書があり、それは以下の通りである。

岩倉村大雲寺藏書ニヨリ摸寫ス

原本ハ巻軸ナルモ展開ニ便センガタメ更修冊子

大正四年五月下旬

京都帝国大学図書館

このことから、書写年代が大正四年（一九一五）であること、藍本が卷子本であったこと、大雲寺所蔵であったことがわかる。東大藏実相院本は、明治二十一年（一八八八）に影写が終わっており、京大本に先んずる。京大本が藍本を大雲寺所蔵とするのに対し、東大藏実相院本が実相院所蔵としており、両者に齟齬があるが、両本を比べてみても、訓点・ルビ・虫損・文字送りなどが同一であり、共に藍本は同じものであることは明らかである。中世以降、大雲寺は実相院の支配下にあり、書写時に多少の錯誤があつたのであろう。

(二) 前稿の校異・訂正

本項では、まず前稿原文の校異・訂正を行い、その後、読み下しの訂正を行う。

①原文の校異・訂正

・ 原文は前稿二四五〜二五七頁所載。

・ 冒頭の数字は前稿の行数、直後の文字は原文、ダッシュ及び矢印の後ろは京大本との異同（原文―京大本、原文↓京大本）をそれぞれ示す。

・ 矢印は訂正箇所であり、②にて読み下しの変更を示す。

・ （誤）とあるのは、前稿で筆者が誤読及び記載漏れしていたため、今回京大本をも参考にしながら訂正したものを指す。

- 1 「清□□□」↓「清□□華」（□□は両字ともサンズイが残る）
- 3 「海水」―「海」
- 4 「結縁始ハ相成」―なし（虫損による）
- 5 「域」―「□」（土篇が残る）
- 6 「御字」―「□字」（虫損による）、「歳佛」―なし（虫損による）
- 10 「齋明」―「□明」（虫損による）
- 12 「聖武天皇」―「聖武□皇」（虫損による）
- 14 「甲午」―「申午」
- 17 「備朝臣」―「□朝臣」（虫損による）
- 18 「自南」―なし（虫損による）
- 30 「□□」↓「日吉」（誤）

- 42 「倚」↓「傳」、 「曼」↓「号」
- 51 「椎」↓「推」(誤。「ツ井」のルビあり。訂正箇所は同行に二方所あり。)
- 52 「椎」↓「推」(誤)
- 54 「繡」↓「緒」
- 58 「□」↓「空格なし」
- 69 「月」↓「□」(虫損による。京大本、残画「月」に見えるが不明)
- 77 「云々」↓「云々」
- 81 「二」↓「一」(誤)
- 87 「袂」↓「袂」
- 97 「依□」↓「依□□」(誤)
- 99 「檀」↓「誓」
- 105 「行」↓「なし」(虫損による)
- 110 「三」↓「□」(虫損による。京大本、残画「五」にも見えるが不明)
- 117 「忘」↓「荒」(誤)
- 148 「戒」↓「一部虫損あり」
- 150 「関」↓「開」
- 170 「丞」↓「承」(誤。但し、意味としては「丞」が正しい)
- 176 「時皇」↓「時□皇」(誤)

177 「尋」——一部虫損あり

②読み下しの訂正

・読み下しは前稿二一九～二四五頁所載。

・番号は前稿で付した項目番号を示す。

〔1〕「清□□□三昧」↓「清淨□□華三昧」

〔6〕「□□山王を崇し」↓「日吉山王を崇し」

〔9〕「倚教曼家光大師の上息なり」↓「傳教の上息なり。家光大師と号く」

〔11〕「二つの石椎有り」↓「一つの石推つ有り」、「智者大師之を椎つば」↓「智者大師之を推つば」、「之を椎くと雖も」↓

「之を推くと雖も」

〔15〕「故に二所に住せざるなり」↓「故に一所に住せざるなり」、「袂を渡潤し」↓「渡るに袂を潤し」

〔16〕「顕密両檀」↓「顕密両誓」とすべきか？

〔19〕「久しからずして忘廢の地と」↓「久しからずして荒廢の地と」

四、「大雲寺諸堂目録」及び「当寺名哲之系図」（仮題）の翻刻

（一）「大雲寺諸堂目録」

本節では、前稿において未翻刻であった東大藏実相院本所収の「大雲寺諸堂目録」及び「当寺名哲之系図」（仮題）の翻刻を行う。「大雲寺諸堂目録」は「大雲寺縁起」収載の後の十五丁目から記載がはじまり、十六丁目（十六ウ）に

終わる。京大本も同様に本目録は収載されており、十三ウから十四ウまでとなっている。また、本目録は角田氏紹介の乙本・佐尾氏紹介（B）にも収載されており、その翻刻は島津草子氏が紹介している¹⁰。同様に今回、佐尾氏紹介（C）にも収載されていることが確認できた。これらと東大藏実相院本は配列など基本的に同じであるが、多少の異同もあり、その点は以下の翻刻に際して「校異」として注記する。また、乙本・（B）・（C）には、本節（二）で紹介する系図に関する部分は収載されていない。

続群書本には「大雲寺諸堂記」中に「大雲寺諸堂目録」と「当時名哲之系図」が収載されているが、東大藏実相院本（及び乙本）は、続群書本所収のものより記載が詳細で注目される。なお、参考のため、以下に続群書本に載る目録の諸堂のみを記載順に掲げておく。

〔中大門〕 成金剛院、正教院、定林院、如法院、寶塔院、持寶院、金龍院、圓生樹院、最勝院、尊光院

〔南大門〕 平等院、理智院、新御堂、普賢堂、西南院、權現堂

〔北之門〕 西光院、成教院、浄雲寺、如来寺、吉倉寺、願成寺、脇庄寺、善法寺

【翻刻】（細字・割注は〈 〉で示す。）

〔十五才〕

大雲寺諸堂目録

成金剛院（本尊 金剛童子 不動 毘沙門 山本供奉理念建立）

安養院（本尊 丈六弥陀 枇杷大納言延元建立）

正教院（こゝ 六観音 威儀師 延源と立）^⑧

定林院(一) 後三条院御願 備前守朝棟立 延毘末孫云々／此院前有大池 又有立石下 宣被召之 立石(三)□□重

石十余 石一牛十二頭被引也

平等院(南大門) 尊星王 兵部卿親王悟圓久住此院 有名水

理智院(四) 式マ卿親王 悟覺

福泉寺 弥勒(釋尊) 延喜年中立 秦(六)

〔十五ウ〕

如法院 法花曼陀羅木像四十六尊／善惠大師立(三)

宝塔院 法花曼陀羅木像四十六尊／善惠(三)立(三)

持宝院 如意輪 文慶立(一)

金龍院 丈六弥陀 明範立(四)

圓生樹院 宇治大納言隆国立(三)

最勝院 毘沙門三尺 隆覺立(三)

尊光院 丈六弥陀 隆国立(三)

〔十六才〕

新御堂 治部卿立(三)

普賢堂 御匱殿立(三)

西南院 民マ卿俊明立(三)

西光院(北大門) 丈六弥陀 三重塔 陸奥太守國俊立(三)

新御堂

山本

如来寺 (弥^レ陀 内記聖立)

浄雲寺 (在定林院西)

成教院 (秦^レ重立)

権現堂 (俊明立)

〔十六ウ〕

吉倉寺 (等身不動 関白殿立)

願成寺 (号隠家谷別所)

脇庄寺 (等身薬師)

善法寺

蓮光院 (丈六弥随)

福泉寺

已上

【校異】

・乙本(島津氏紹介)との校異を基本とし、乙本と(B)(C)とが異なる場合のみ、その相異を細字でカッコ内に示す。
・異体字や繰り返し記号(たとえば、「こと」を「本尊」としているなど)については省略した。

(あ) 以下の文章有り「源泉当院住源泉幼少時当院池漕船以金古鋤漕之鋤技(B)(C)は「掇」池底干(B)(C)は「干」
時僧正向本堂誓願日(B)(C)は「巨」我若預観音加被立身可揚名者只一度可指入彼古鋤其後指入池底古鋤本柄八(B)
(C)は「八」引上見之不相違(B)は「耿」根本之鋤也伽藍興隆先兆(B)(C)は「地」珍重とと(B)(C)は「云云」誠有其瑞即

名徳也鋤上水ト云テ名水アリ。(い)「と」と字、無し。(う)「石□□」を「大悲」に作る。(え)「親王悟圓」を「悟円親王」に作る。(お)「親王 悟覚」を「悟覚親王」に作る。(か)「秦」字、無し。(き)「木」を「本」に作る。(く)「尊」字の後に「五大尊像大佛師元祖定肇作」有り。(け)「善」を「喜」に作る(〔B〕〔C〕は「善」)。(こ)以下の文章有り「此道場内陣潔斎不精進之輩禁之宛如慈覺大師根本如法経云と五大尊奉安置如法院百日之間善惠修不動護摩供(〔B〕〔C〕は「養」字有り) 炉中現三尺不動尊云と」。(さ)以下の文章有り「当院巽方有大槻樹枝葉茂盛大師坐禅誦経給夜半計無風雪冒件樹枝俄折落地大師為恠処其曉自伊勢太神宮(或貴布彌云と)有御使(号雙環童子)云大師誦経声遥至大梵天不離内外宮聽聞雖為足猶為結縁所參臨也而眷属之神士多居木枝故折畢不可為恠云と成此言訖童子忽隱又(〔B〕〔C〕は「ヌ」)。(し)「如」字の前に「本尊」有り。(す)「丈」字の前に「本尊」有り。(せ)「毘沙門三尺」を「本尊」に作る。(そ)「丈六弥随」字、無し。(た)「一」字、無し。(ち)「匱」を「匣」に作る。(つ)「丈」字の前に「本尊」有り。(て)「弥」字の前に「本尊」有り。(と)「秦」を「泰」に作る(〔B〕〔C〕は「秦」)。

(二)「当寺名哲之系図」(仮題)

本系図は、東大藏実相院本では十六ウから十八ウまで、京大本は十五才から十六才までに収載されている。以下に示すとおり、本系図は智辨(余慶の諡)からはじまる。この点は、続群書本所収の系図でも同様である。

『大雲寺縁起』(以下、引用は東大藏実相院本)によると、大雲寺は、

抑そも北岩藏山大雲寺は、六十四代円融院御願の園城寺の別院なり。本堂は本院の左大臣の旧宅を引き移し、真覚上人が之を造る。本尊は日野中納言敦忠卿室家の持仏たる長谷観音の御素木の第二切を以てする行基菩薩の真作等身の金色の十一面観音なり。本願は敦忠の息文範卿なり。勅使敦忠卿なり、と云々。

とあるように、円融天皇の御願寺であり、藤原文範の誓願により、真覚が造営したことがわかる。真覚はここで勅使とされている藤原敦忠の子である佐理の法名である¹⁾。となると、大雲寺の開基は真覚となるのであり、系図でもその名が見えてもおかしくない。しかしながら、真覚の名は見えない。ただし、角田氏によると、丙本に真覚が余慶（智辨）の入室の弟子であるとの記述があり²⁾、氏は、これを事実と見ている。この点を重視するならば、系図で智辨を冒頭においているのも納得できるが、それでも本系図に真覚の名が見えないのは、真覚の大雲寺への貢献を考えても不審である。本系図は、『大雲寺縁起』に載る開基の縁起とは異なるレベルで作成されたものかもしれない。たとえば、縁起で最重要視されている成尋を軸に作成されたため、直系とはならない真覚は無視されたなど。また、角田氏によると、余慶の付法の弟子十八人に真覚の名は見いだせないという。早くから真覚は系図から落ちていた可能性が考えられよう。いづれにせよ、この問題に簡単に結論を出すことはできないが、『大雲寺縁起』とは別の論理で作成された可能性は指摘しうるだろう。そしてそれは、東大蔵実相院本が「大雲寺縁起」「大雲寺諸堂目録」「当寺名哲之系図」の三種が混在し構成されている、すなわち、幾つかの成立段階を経て現在の形になっていることを示していることになろう（前稿でもその点は触れた）。

【翻刻】（以下、紙数は省略）

智辨僧正
（筑前国人 横川飯室座主餘慶 号観音院）

観修僧正（諡号智静 解脱寺本願）

勝算僧正（観智 修覚院本願）

文慶法印（岩蔵別當）

慶祚大阿闍梨

義観阿闍梨

文慶法印岩蔵別當

成尋阿闍梨（善恵大師）

惟尊法橋（松本）

連昭僧都山本
頼縁供奉

隆明僧正山本
覚仙僧都宝生房
（御室戸本願）

馬殿

中将

善恵大師文慶八室

明範闍梨
義誉供奉
皇賢ここ
行顕ここ

隆覚阿闍梨（円生樹院）

俊慶こここ（傳法房）

俊顕こここ（定林院）

円慶こここ（教跡房）

義誉供奉教士房

大阿闍梨

〔慶祚〕

永円僧正〔平等院宮〕

源泉入室こゝ

心誉こゝ

任円内供

智円阿闍梨

忠命法橋

慶縁闍梨

定基僧都

良秀こゝ

行円こゝ

恒久闍梨

壽増こゝ

芳盛こゝ

悟圓〔兵マ卿親王〕

行尊

行慶

道恵

山本阿闍梨 (賀延 自大阿闍梨上臈也)

連昭僧都 (山本 勝算僧正入室)

明尊僧正 (円満院)

長守僧正 (世尊寺)

源泉僧正 (法輪院)

慶暹律師 (百光房)

静尊僧都^{御堂僧都}

覺猷僧正^{鳥羽僧正}

(1) 大阿闍梨 (慶祚) 左傍に「寛仁三年十二月廿二日戌時入滅」と有り。

(2) 十八才下部 (大阿闍梨 (慶祚) 下部) に「内外典悉曇能書顕密長論義第一人也」と有り。

(3) 十八ウ下部に以下の文章が載る。(乙本・(B)・(C)では類似の文章が、目録中の「正教院」に付されている)

源泉僧正之事

幼少時正教院池漕船以金古鋤漕之鋤拔落地底于時僧正向本堂誓願曰我若願觀音加被立身可揚名者只一度可指入彼古鋤其後指入池底古鋤本柄入引上見之少不相違根本之鋤也伽藍興隆先地玆重と誠有其瑞即各徳也

〔参考：統群書本関連箇所〕

福泉寺鋤上水之事。源泉大僧正小童之時、〔庭ノ〕池サラユルニ、鋤ノサキ水底落。舟傾下テトラントスルニ、兒之御覽、吾佛法成就、其鋤サキ柄付上ラントノ給間、柄水江入ケレバ、クヒツキテアガル。仍鋤上水ト云。

【付記】 翻刻を許可して下さいました実相院、貴重な資料の閲覧を許可して下さいました京都大学附属図書館には、この場を借りて謝意を表したい。また、本稿は、科学研究費助成事業基盤研究 (B) (一般) 「近代東アジアにおける術数文化の

形成と伝播・展開に関する学際的研究」(課題番号:16H03466)及び「高橋産業経済研究財団平成28年度研究助成『天瑞祥志』を中心とした前近代東アジア思想・文化の総合的研究』による研究成果の一部である。

- 1 小林真由美・北條勝貴・増尾伸一郎編『寺院縁起の古層―注釈と研究―』(法蔵館、二〇一五年)所収。なお、本縁起を利用した関連の拙稿「絡み合うモチーフ―『大雲寺縁起』所載、成尋の日本での奇瑞をめぐって―」(小峯和明編『東アジアの仏伝文学』、勉誠出版、二〇一七年予定)がある。併せて参照されたい。
- 2 この仮題は、続群書本を例にしてつけた。
- 3 実相院古典籍研究会の成果の一端は、『京都実相院門跡』(思文閣出版、二〇一六年)第五章「文事のせかい―洗練された教養・風雅な生活―」(廣田収氏執筆)によって披露されている。
- 4 角田文衛「大雲寺と観音院―創建と初期の歴史―」(角田文衛著作集 第四卷 王朝文化の諸相』、法蔵館、一九八四年。初出は一九六八年)。
- 5 以下の佐尾氏の分類と筆者の前稿における分類とは異なり、筆者は東大蔵実相院本と続群書本とは系統が異なること、また、各系統内においても差異があることを指摘している。その点については、前稿を参照されたい。
- 6 佐尾氏はもう一案として、「長徳三年四月十八日」以降の記事がないことから、〈B〉や〈C〉が『大雲寺縁起』の古態であった可能性を指摘するが、東大蔵実相院本及び京大本では、縁起の最後に、永正十七年(一五二〇)の奥書があり、その後に諸堂目録が続く構成をとっており、縁起と目録が元来は別資料であったことをうかがわせる。それに対し、〈B〉〈C〉では両者は一体化し、諸堂目録の後に寛永四年(一六二七)の奥書が記されていることから、この案には慎重にならざるを得ない。

- 7 東京大学史料編纂所のマイクロ史料で確認。本史料の存在については、小倉慈司氏のご教示による。小倉「宮内庁書陵部所蔵柳原家旧蔵本目録（稿）」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇一二年）参照。
- 8 角田氏紹介の丙本奥書には「寛永七年」（二六三〇）とあるのに対し、佐尾氏紹介のものには「宝永七年」（二七一〇）とあり、両者で齟齬が生じている。ただし、続く年干支「庚寅」は宝永七年であり（寛永七年は庚午）、佐尾氏の紹介が正しい。なお、丙本（J）を含む角田氏・佐尾氏紹介の諸本は現在実相院文書が整理中のため、筆者は実見することはできない。
- 9 長井祥知「史料のかたり―中世の実相院と大雲寺」（前掲注3『京都実相院門跡』所収）。
- 10 島津草子『成尋阿闍梨母集・參天台五臺山記の研究』（大蔵出版、一九五九年）五一―五三頁。前稿では、この目録を丙本としていたが、乙本の誤りであった（島津著には「実相院蔵の『大雲寺縁起』（藤木敦直筆）の巻末に載せられた」と記してある。そのことから乙本である可能性が高い）。謝して訂正したい。また、この点をもって前稿では「諸本を大きく統群書本系統（乙本はこの系統）と東大蔵実相院本系統（丙本はこの系統）とに分類することはできるが」（二六五頁）としたが、この点は再考（現時点ではカッコ内を削除）しなくてはならない（ただし、両系統があるという点に関しては現在の所、その主張を維持しておく）。あわせて、「大雲寺縁起」の原本成立年代についても再考が必要であろうが（前稿では不明としている）、諸本関係が複雑であり、妙考がないのが現状である（佐尾氏は〈B〉〈C〉が古態である可能性も指摘しているが、その点については前掲注6を参照のこと）。
- 11 統群書本では佐理を「三國無双之能書」としているが、これは誤りである。そうした『大雲寺縁起』に関する混乱については、前掲注4角田論文に詳しい。
- 12 この記述は前掲注4の二七頁にある。しかし、丙本と同一と思われる〈J〉には、「餘慶僧正入室之附弟文慶法印

〔真覚上人在俗之子、号菩提坊〕とはあるが、真覚が余慶の入室の弟子であったという記述はない。これは、角田氏の誤解であるのか、それとも、丙本と〔J〕は別本なのか明らかにしがたい（恐らく前者であろう）。